

## 土砂災害警戒・特別警戒区域

地域	地区	区域名	個所数	摘要
一関	一関	釣山	3	急傾斜地の崩壊
		高崎	1	
	山目	沢内	2	
		館	6	
	中里	沢田	3	
		蘭梅町	1	
真滝 (三関)	白崎	5	土石流	
	小沢	2		
	仲田	2		
	萩荘	本町	1	
	大原	高森	1	
	川内	1		
大東	興田	明戸	1	急傾斜地の崩壊
	猿沢	上の洞	1	
	渋民	宿	1	
		閑ノ上	1	

それぞれの区域の具体的な範囲については、下記の問い合わせ先へ照会ください。

県は先ごろ、「土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策の推進に関する法律」に基づき、

①特定の開発行為は許可制に  
区域内で、住宅や社会福祉施設・医療施設などの建築を行う開発行為には県知事の許可が必要になります。

②建築物の構造規制など  
想定される衝撃に対しても建築物が安全かどうか、建築確認が行われます。また、著しい損壊が生じる恐れのある建築物の所有者には、移転などの勧告が図られます（資金の融資などの支援措置があります）。

## 6月は土砂災害防止月間

# 土砂災害防止に向け警戒区域など指定

一関、大東両地域のうち左の表に示した32カ所の区域を指定しました。

この指定は、土砂災害から住民の生命を守るために、その發生の恐れがある区域を明らかにするもので、▽土砂災害警戒区域（土砂災害の恐れがある区域）

▽土砂災害特別警戒区域（建物が破壊され、住民に大きな被害が生じる恐れがある区域）に区分されます。

これらの指定を受けた区域では、災害情報の伝達や避難ができるよう、警戒避難体制の整備が図られることになります。また、特に土砂災害特別警戒区域の指定を受けた区域では、次のような一定の規制を受けることになります。

### \* 土石流

◆ 山鳴り

がする◆ 急に川の水が濁り、流木が混ざっている◆ 雨が降り続いているのに川の水位が下がる

◆ がけ崩れ

◆ がけ

に割れ目が見える◆ かけから水がわき出ている◆ がけから小さな石がぱらぱらと落ちてくる

◆ 地すべり

◆ 沢や井戸の水が濁る◆ 地面にひび割れができる◆ 家や擁壁・樹木、電柱が傾く

市では、漏水を早期に発見し防止するため、水管の漏水調査を専門業者に委託して行っています。

今回は、一関地域の一関、山目、中里、萩荘地区のうち、左の図に色塗りで示した区域を調査します。

配水管（水道本管）と各家庭に引き込まれている給水管（メーターアルマ）の漏水を調査するため、調査員が敷地内に立ち入ります。

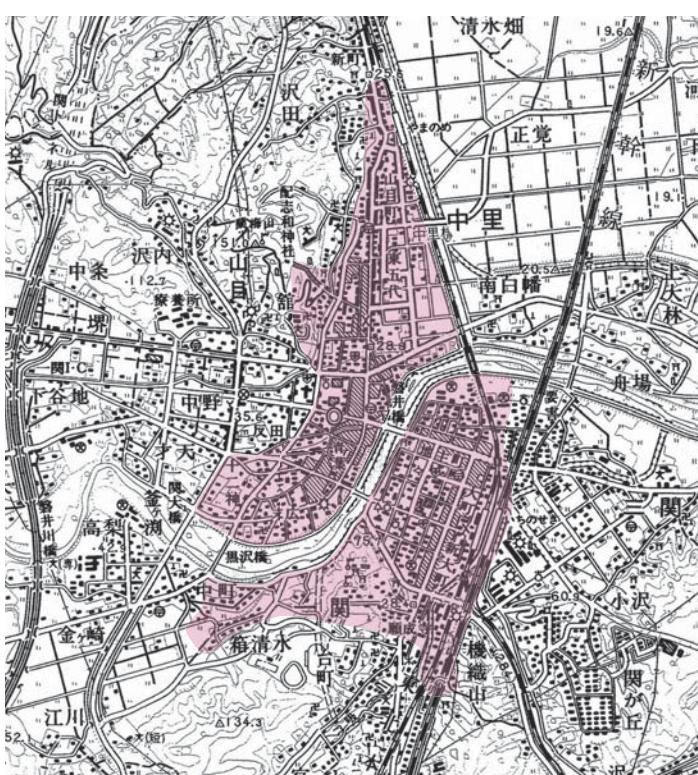
# 漏水調査を行います

一関地域

ることとなりますので、ご協力をお願いします。

なお、立ち入りの際、受託調査員は市の腕章と身分証明書を携帯しますが、ご不審の際は給水課まで問い合わせ願います。

◆ 調査期間：6月1日（金）から12月21日（金）まで



◎問い合わせ先  
県南広域振興局一関総合支局  
土木部 ☎ 0141-855233  
同千厩土木センター ☎ 0249-71

◎本府給水課工務係